

白山市監査公表 第4号

住民監査請求に係る監査の結果公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項の規定に基づき、平成17年12月24日付で提出のあった白山市職員措置請求について監査を行った結果、法第242条第4項の規定により次のとおり公表します。

平成18年2月16日

白山市監査委員 丹 保 昭

同 石 田 正 昭

住民監査請求に係る監査結果

（平成18年1月13日請求）

《「図説まつとう物語」「映像で見る松任市の歩み」について》

目 次	
白山市監査公表 第4号	
第1 請求人	
第2 請求の受理	
第3 監査の実施	1 請求の内容 2 請求人の陳述 3 監査対象部局 4 事情聴取
第4 監査の結果	
第5 理 由	1 事実の認定 2 判 断 3 結 論

記

第1 請求人

1名（氏名は省略）

第2 請求の受理

本件請求は、所要の法定要件を具備しているものと認め、平成18年1月13日受理した。

第3 監査の実施

1 請求の内容

監査請求事項は、措置請求書の記載及び請求人の陳述からその要旨は、次のとおりである。

- (1) 白山市長角光雄（以下「市長」という。）は、平成17年2月1日付けで1市2町5村が合併し、白山市が発足するため、旧松任市（以下「松任市」という。）の歴史を末永く後世に残すため、「図説まっとう物語、水と緑のまち」（以下「図説まっとう物語」という。）及び「映像で見る松任市の歩み」を発刊、制作した。
- (2) 「図説まっとう物語」の違法性について

プロローグでは、「田園の豊かさが生んだ文化の巨星として、明治になると、日本を代表する仏教哲学者として名声を博し、明治後期の思想界、仏教界に大きな影響を与えた暁烏敏が登場します。こうした比類なき俳人、精神世界の巨星が松任に生を受け」、暁烏敏賞の項では、「仏教思想家」、「松任を彩った人々」の本文では、「儀式や形式を重んずる傾向のあった当時の仏教界にあって、近代的な「精神主義」を説いた人物として知られます。……仏教雑誌「精神界」を発行します。専門用語でなく一般の言葉で仏教を語ろうとした（布教の方式）この雑誌の中で、暁烏敏は、明治36年（1903年）から「歎異抄を読む」の連載を開始し、それまで公開されてこなかった「歎異抄」の教えを世に知らしめた。」等の記載がある。

ここでいう「仏教界」とは、浄土真宗のことであり、「精神主義」とあるのも、浄土真宗における精神主義を訴えたものであり、仏教雑誌「精神界」も浄土真宗大谷派の精神主義を目指す機関紙であったのである。

「歎異抄」は浄土真宗の開祖の一人の親鸞の教えであり、明治以降有識者の常識であったが、一般人の浄土真宗の信者に専門語はなく、平易な言葉で、浄土真宗の精神改革運動の解釈の上からのものと言えよう。

又、暁烏敏について、日本を代表する宗教哲学者、宗教思想家としての実績は、どの文献にもなく、仏教辞典のみには、仏教思想家とあるが仏教思想家としての日本を代表する文献等の著作の記載は見当たらない。出版界の人物辞典には、僧侶とあるのみである。

従って、松任市が松任市の歴史に特定宗教の僧侶が特定宗教の宗教活動をして、国内で名を馳せたとして、この人物を松任市が市の歴史に郷土の先達、及び先哲等の名の基に顕彰し、又、JR駅前広場公園にある暁烏敏の銅像及び生涯を通じての仏教運動の過程の写真、明達寺の風景写真を掲載することは、特定宗教である仏教及び浄土真宗を助長、援助、促進することになるから、憲法第20条第1, 3項の規定に違反している。

(3) VTR「映像で見る松任市の歩み」について

昭和60年制定の暁烏敏賞を含め、暁烏敏についての解説及び録画は、「図説まっとう物語」のものとはほぼ同様の内容のものがVTRに採用され、ここにおいても、憲法第20条第1, 3項の規定に違反している。

(4) 上記の関しての市の公金の支出の事実

「写真で見る松任市の歩み」に2,000部として、平成17年2月3日付、支出命令7,875,000円、平成17年2月15日支払済。

VTR「松任市地域伝承ビデオ制作業務(4)」として、平成16年12月24日付、支出命令1,102,500円とあり、平成17年1月14日支払とある。

よって、本件「図説まっとう物語」及びVTR「映像で見る松任市の歩み」に対して、市の公金8,977,500円の支出に対して損害賠償の措置を地方自治法第242条第1項の規定により、請求する。

2 請求人の陳述

法第242条第6項の規定により、平成18年1月19日、陳述の機会を設け、請求人から請求書記載の補足と、後日、証拠を追加する旨の陳述があった。

3 監査対象部局

市民生活部広報広聴課

4 事情聴取

審査に当たり、関係部局から関係資料の提出を求め、また、平成18年1月19日に関係職員の事情聴取を行った。

その際、請求人も立ち会った。

第4 監査の結果

本件請求について、監査委員は、合議により次のように決定した。

本件請求には、措置の必要は認めない。

第5 理由

1 事実の認定

(1) 「図説まっとう物語」の概要

ア 目的

平成17年2月1日の1市2町5村による広域合併を控え、松任市の先人の営みや労苦の記録を、未来に語り継いでいくことを目的に企画、編集された記念誌である。

イ 内容

第1章 松任の歩んだ道

水とともに歩んできた松任の歴史を振り返り、平安末期から現代に至るまでの足跡をたどる。

第2章 産業をはぐくんだ恵みの水

白山の伏流水と併せ、そこで得られた天の恵みの水による、松任の成長を紹介。

第3章 夢広がるまちづくり

市民生活の充実に向けて、松任が取り組んできた足跡と、未来に向けて進める数々の施策の概要の説明。

第4章 暮らしに息づく松任の文化

スポーツの分野で活躍した人々の業績などを含め、松任市民の間に

流れるみずみずしい感性の記録を紹介。

第5章 松任に彩った人々

数多くの松任の文化人の中から、それぞれ大きな業績を残した4人（加賀の千代女、暁鳥敏、中川一政、隅谷正峯）を取り上げ、その生涯と地域との関わりを紹介。

ウ 出版、費用

- ・ B5版、180ページ
- ・ 部数 2,000部
- ・ 費用 7,875,000円
(支出命令日) 平成17年2月 3日
(支払日) 平成17年2月15日

エ 配布先

- ・ 閉市式招待者他約700名、関係機関等他600機関、
閉市式に参列した一般参加者約650名

(2) 「映像で見る松任市の歩み」の概要

ア 目的

平成17年2月1日の1市2町5村の広域合併を控え、松任市民が昭和45年の町村合併以降、慈しみ育んできた市の姿を、「確かな飛躍」「多彩な施策」「四季の豊穰」と「笑顔の交流」の4部構成で、映像として後世に残し、白山市の発展の礎とするため、シナリオに基づき、企画、編集したビデオである。

「確かな飛躍」 農・工・商の調和ある発展を遂げた松任市を紹介

「多彩な施策」 市民参画型の松任市の行政を紹介

「四季の豊穰」 ふる里の四季折々に繰り広げられる祭りや行事の歳時記等を紹介

「笑顔の交流」 市民都市としての多彩な交流とその人的交流の原点として、ふるさとの偉人4人（加賀の千代女、暁鳥敏、中川一政、隅谷正峯）を紹介

イ 制作、費用

- ・ 映像 歴史文化の変遷と今の松任市をビジュアルに映像化

多くの市民の出演

- ・ 時 間 30分程度
- ・ テープ方式 VHSテープ50本、DVD20本
- ・ 費 用 1,102,500円
(支出命令日)平成16年12月24日
(支払日) 平成17年 1月14日

ウ 配布先

- ・ 地区公民館、小中学校、学習センター、市立博物館、市立美術館
あさがおテレビ、その他公共施設

エ 上映状況

- ・ 松任市閉市式にて上映(平成17年1月23日)
- ・ あさがおテレビにて上映
平成17年1月28日～平成17年1月31日、1日2回
平成17年2月 1日～平成17年2月28日、1日1回

2 判 断

(1) 憲法の政教分離の原則について

政教分離原則の判断基準については、既に数次の最高裁判所判決により確定されているところである。

その判旨とするところは、

- ① 「憲法第20条第3項にいう「宗教的活動」とは、およそ国(地方公共団体を含む。以下同じ。)及びその機関の活動で宗教とのかかわり合いをもつすべての行為を指すものではなく、そのかかわり合いが、我が国の社会的・文化的諸条件に照らし、信教の自由の確保という制度の根本的目的との関係で、相当とされる限度を超えるものに限られるというべきであって、当該行為の目的が宗教的意義を持ち、その効果が宗教に対する援助、助長、促進又は圧迫、干渉等になるような行為をいうと解すべきである。」
- ② 「ある行為が上記でいう宗教的活動に該当するかどうかを検討するにあたっては、当該行為の外形的側面のみにとらわれることなく、当該行為の行われる場所、当該行為に対する一般人の宗教的評価、当該行為者が当該行為を行うに

ついでに意図、目的及び宗教的意識の有無、程度、当該行為の一般人に与える効果、影響等、諸般の事情を考慮し、社会通念に従って、客観的に判断しなければならない。」（昭和52年7月13日最高裁判所判決ほか）

(2) 「図説まっとう物語」の発刊について

本誌は、合併にて幕を閉じようとしている松任市の歴史を記録した記念誌である。

第5-1-(1)で認定したとおり、第1章から第5章で構成されている。第5章「松任市を彩った人々」の中では、松任市が輩出した多くの文化人の中から、大きな業績を残した、江戸時代の女流俳人加賀の千代女、松任市初の名誉市民である中川一政画伯、人間国宝である刀剣作家隅谷正峯師、精神思想家暁鳥敏師の4人の方々のその生涯と地域とのかかわりを紹介している。

(3) 「映像で見る松任市の歩み」の制作について

第5-1-(2)で認定したとおり、昭和45年の町村合併以降の松任市の歴史の変遷と今の松任市を4部構成で紹介したものである。

その内、「笑顔の交流」の中で、松任の風土が育んだ先人たちとして、前述の4人を取り上げ、その中の1人として、20世紀前半の精神文化に大きな影響を与えた思想家として、暁鳥敏を紹介している。

(4) 「図説まっとう物語」や「映像で見る松任市の歩み」で紹介された松任市出身の僧侶暁鳥敏は、思想界の先人の1人であることは、公知の事実であり、郷土が誇る偉大な哲学者であり、数多くの書を著しているところである。

また同人は、蔵書約5万冊を金沢大学の創設にあたり寄附し、「暁鳥文庫」として多くの人に読まれ、地域の教育に大きく貢献するなど、一宗教人を超えた偉大な文化人である。

松任市では、昭和60年に哲学、思想と教育の分野における優れた論文を表彰する「暁鳥敏賞」を創設し、暁鳥敏の功績を賛えている。

こうした郷土の誇りである偉大な哲学者、文化人として、同人を紹介し、顕彰する事に、宗教的意図は全くないものであることは明らかである。

請求人は、暁鳥敏について、宗教哲学者、思想家としての実績もなく、一僧侶にすぎないとの見解であるが、暁鳥敏が偉大な思想家であり、文化人であること

は衆人の知るところである。

- (5) よって、政教分離原則の判断基準からしても、請求人の主張する特定の宗教を助長、援助、促進するものとは認められない。

3 結 論

請求人の本件措置請求は、理由がないものと判断する。